

国内希少野生動植物種の保全 に係る現状と課題

令和 7 年 1 0 月
環境省自然環境局野生生物課

1. 国内希少野生動植物種の指定について

最新の環境省レッドリストに基づく絶滅危惧種の状況



- 令和7年10月現在において、環境省レッドリストは、分類群ごとにそれぞれ、2017年に公表した「海洋生物レッドリスト」（海洋生物）、2020年に公表した「レッドリスト2020」（陸域動物）、2025年に公表した「第5次レッドリスト」（植物・菌類）が最新版。これらにおいて、**計3,565種**が絶滅危惧種と評価されている。
- 現在、海洋生物を含む動物について、第5次レッドリストの公表に向けて評価作業中。

	分類群	評価対象種数	絶滅危惧種数	絶滅危惧割合	絶滅・野生絶滅種数
陸域	哺乳類	160	34	21.3%	7
	鳥類	約700	98	14.0%	15
	爬虫類	100	37	37.0%	0
	両生類	91	47	51.6%	0
	汽水・淡水魚類	約400	169	42.3%	4
	昆虫類	約32,000	367	1.1%	4
	貝類	約3,200	629	19.7%	19
	その他無脊椎動物	約5,300	65	1.2%	1
	維管束植物	約7,000	1,765	25.2%	36
	蘚苔類	約1,800	169	9.39%	4
	藻類	約3,000	79	2.6%	5
	地衣類	約1,600	37	2.3%	3
	菌類	約3,000	13	0.4%	20
海域	魚類	約3,900	16	0.4%	0
	サンゴ類	約690	6	0.9%	1
	甲殻類	約3,000	30	1.0%	0
	軟体動物（頭足類）	約230	0	0%	0
	その他無脊椎動物	約2,300	4	0.2%	0

国内希少種の指定区分

- 国内希少種については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下、「種の保存法」という。）第4条において**3つの指定区分**が定められており、指定区分によって下表のとおり規制内容が異なっている。

<国内希少野生動植物種（種の保存法第4条第3項）>

その個体が本邦に生息し又は生育する絶滅のおそれのある野生動植物種であって、政令で定めるもの。

<特定第一種国内希少野生動植物種（種の保存法第4条第5項）>

「特定第一種国内希少野生動植物種」とは、次の各号のいずれにも該当する国内希少野生動植物種であって、政令で定めるもの。

- 一 商業的に個体の繁殖をさせることができるものであること。
- 二 国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと。

<特定第二種国内希少野生動植物種（種の保存法第4条第6項）>

「特定第二種国内希少野生動植物種」とは、次の各号のいずれにも該当する国内希少野生動植物種であって、政令で定めるもの。

- 一 種の個体の主要な生息地若しくは生育地が消滅しつつあるものであること又はその種の個体の生息若しくは生育の環境が著しく悪化しつつあるものであること。
- 二 種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ないものでないこと。
- 三 繁殖による個体の数の増加の割合が低いものでないこと。
- 四 国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと。

表 国内希少野生動植物種の区分毎の規制内容

指定区分	捕獲等		譲渡し等	
	販売・頒布目的	それ以外	販売・頒布目的	それ以外
国内希少野生動植物種	禁止	原則禁止※1	禁止	原則禁止※1
特定第一種国内希少野生動植物種	原則禁止※2	原則禁止※1	規制対象外※3	規制対象外※3
特定第二種国内希少野生動植物種	禁止	規制対象外	禁止	規制対象外

※1 学術研究又は繁殖等、公益的な目的の捕獲等や譲渡し等で、環境大臣の許可を受けた場合は可能。

※2 特定国内種事業に係る譲渡し又は引渡しのためにする繁殖の目的で行う捕獲で、環境大臣の許可を受けた場合は可能。

※3 事業を行おうとする者は、あらかじめ環境大臣及び農林水産大臣に届け出なければならない。

国内希少種の選定要件等

- 国内希少種の選定要件等については、種の保存法第6条第1項に基づく「希少野生動植物種保存基本方針」（以下「基本方針」）に定められている。

<国内希少野生動植物種の選定要件（基本方針第二1（1））>

その本邦における生息・生育状況が、人為の影響により存続に支障を来す事情が生じていると判断される種で、次のいずれかに該当するものを選定する。

- ア その存続に支障を来す程度に個体数が著しく少ないか、又は著しく減少しつつあり、その存続に支障を来す事情がある種
- イ 全国の分布域の相当部分で生息地等が消滅しつつあることにより、その存続に支障を来す事情がある種
- ウ 分布域が限定されており、かつ、生息地等の生息・生育環境の悪化により、その存続に支障を来す事情がある種
- エ 分布域が限定されており、かつ、生息地等における過度の捕獲又は採取により、その存続に支障を来す事情がある種

<特定第一種国内希少野生動植物種の選定要件（基本方針第二3）>

国内希少野生動植物種のうち、商業的に個体の繁殖をさせることが可能な種を選定する。ただし、ワシントン条約附属書Iに掲載された種（我が国が留保している種を除く。）又は渡り鳥等保護条約に基づき、相手国から絶滅のおそれのある鳥類として通報のあった種に該当する場合には選定しない。

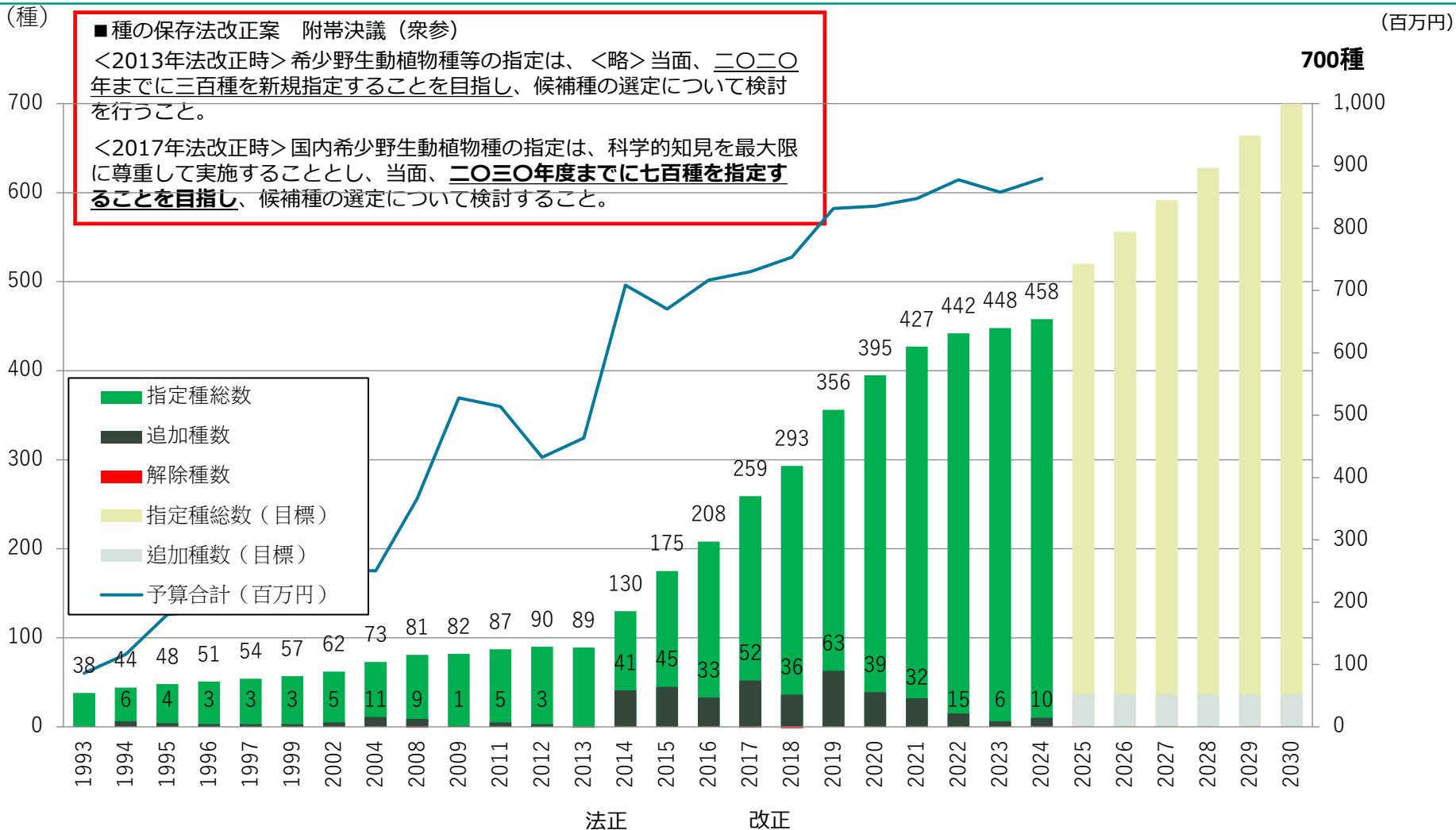
<特定第二種国内希少野生動植物種の選定要件（基本方針第二4）>

国内希少野生動植物種のうち、次のいずれにも該当するものを選定する。

- ア 第二1（1）イ又はウに該当する種
- イ その存続に支障をきたす程度に個体数が著しく少ないものでない種
- ウ 生息・生育の環境が良好に維持されていれば、繁殖による速やかな個体数の増加が見込まれる種
- エ ワシントン条約附属書Iに掲載された種（我が国が留保している種を除く。）及び渡り鳥等保護条約に基づき、相手国から絶滅のおそれのある鳥類として通報のあった種以外の種

国内希少種の指定状況と予算

- 直近の2回の法改正の国会附帯決議において、2020年までに300種追加指定（2013年と比較して）、**2030年までに合計700種の指定**が求められた。2020年の目標については2014年～2020年に309種を指定し達成。
- 他方で、**希少種関連予算については過去の制度改正や指定種数の増加に比例して一定の増加があったが、近年は横ばいであり、必要な調査や保全事業を実施していく上での課題となっている状況にある。**
- なお、指定又は解除する対象種について、2014年から国民からの提案募集を開始したところ（2017年改正により法定化）、令和7年10月末までの間に合計68種の提案があり、うち30種を国内希少種に指定した。



分類群別の指定状況

- レッドリストにおける絶滅危惧種に対する国内希少種への指定率は、**分類群によってばらつきがある**。
- 絶滅危惧種数が比較的多いにも関わらず指定率が低い淡水魚類については、生息環境が河川や農業用水路であるなど産業や防災との調整が必要な環境であることや、一部の種については繁殖させた個体が観賞魚として流通している場合があることなどの状況を踏まえ、令和3年度から淡水魚の今後の指定のあり方について有識者による検討会を開催。その結果を踏まえ令和6年度に「ゼニタナゴ」を、動物として初めて特定第1種国内希少種に指定。

絶滅危惧種における分類群ごとに国内希少種への指定状況

	指定率 (%)	指定種数	絶滅危惧種数		指定率 (%)	指定種数	絶滅危惧種数
哺乳類	44.1	15	34	甲殻類 (海域)	3.3	1	30
鳥類	45.9	45	98	維管束植物	11.8	209	1765
爬虫類	32.4	12	37	蘚苔類	0	0	169
両生類	83.0	39	47	藻類	0	0	79
汽水・淡水魚類	7.1	12	169	地衣類	0	0	37
昆虫類	14.4	53	367	菌類	0	0	13
軟体動物	8.1	51	629				
その他無脊椎動物	9.2	6	65				

※注) 最新のレッドリスト公表以降に新種として記載され、国内希少種に指定された種は、レッドリストに掲載されていない。表ではレッドリストとの比較のため、こうした種を「指定種数」から除外しているため、現在の国内希少種の総数とは整合しない分類群がある。

国内希少種の各指定区分ごとの指定状況

指定区分	捕獲等	陳列・広告	譲渡等	輸出入	指定状況
国内希少種	原則禁止	原則禁止	原則禁止	原則禁止	イリオモテヤマネコ等、計458種
	特定第一種	原則禁止	— 事業届出が必要	—	ゼニタナゴ、レブンアツモリソウ等、計67種
	特定第二種	販売・頒布の目的で行うものは禁止		原則禁止	タガメ、サンショウウオ類等、計40種 (爬虫・両生類、魚類、昆虫類、二枚貝類、甲殻類を指定)

関係法令における指定状況



- 最新の環境省レッドリストにおける絶滅危惧種を対象とし、令和7年（2025年）10月現在における種の保存法及び関係法令（都道府県制定の希少種関係条例等を含む）における指定担保状況を取りまとめた。
- これまでに種の保存法において指定実績がある10分類群について集計したところ、**1,778種**が関係法令により捕獲・採取が規制されている。
- 分類群別では、哺乳類、鳥類、両生類、維管束植物の指定率が高く、**淡水魚類、昆虫類、軟体動物等、その他無脊椎動物の指定率が低い**。指定率の低い分類群には、増殖率が高く環境の改善により速やかな回復が見込まれる種が多く含まれ、捕獲・採取の規制の効果が限定的であるとも推察される。

絶滅危惧種の捕獲・採取を規制している法律・条例

地域を限定しない捕獲規制	地域を限定した捕獲規制
種の保存法	文化財保護法・条例
鳥獣保護法	希少種保護条例
文化財保護法・条例	国立・国定公園（指定動植物）
希少種保護条例	自然環境保全地域

絶滅危惧種に対する種の保存法及び関連法令（種の保存法、鳥獣保護法、文化財保護法・条例、希少種保護条例、国立・国定公園（指定動植物）、自然環境保全地域）に基づく捕獲・採取規制の割合（％）の比較。（括弧内の数字は絶滅危惧Ⅰ類の種数および割合。）

	絶滅危惧種数	種の保存法 指定数	関連法令 指定種数	種の保存法 指定割合(%)	関連法令 指定割合(%)
哺乳類	34 (25)	15 (15)	32 (23)	44.1% (60.0%)	94.1% (92.0%)
鳥類	98 (55)	45 (36)	97 (55)	45.9% (65.5%)	99.0% (100.0%)
爬虫類	37 (14)	12 (8)	23 (10)	32.4% (57.1%)	62.2% (71.4%)
両生類	47 (25)	39 (21)	44 (24)	83.0% (84.0%)	93.6% (96.0%)
淡水魚類	169 (125)	12 (12)	62 (45)	7.1% (9.6%)	36.7% (36.0%)
昆虫類	367 (182)	53 (40)	95 (64)	14.4% (22.0%)	25.9% (35.2%)
軟体動物（貝類）	629 (301)	51 (50)	113 (91)	8.1% (16.6%)	18.0% (30.2%)
その他無脊椎動物	65 (22)	6 (5)	18 (6)	9.2% (22.7%)	27.7% (27.3%)
甲殻類（海域）	30 (19)	1 (1)	2 (2)	3.3% (5.3%)	6.7% (10.5%)
維管束植物	1765 (1065)	209 (201)	1292 (743)	11.8% (18.9%)	73.2% (69.8%)
合計	3241 (1833)	443 (389)	1778 (1063)	13.7% (21.2%)	54.9% (58.0%)

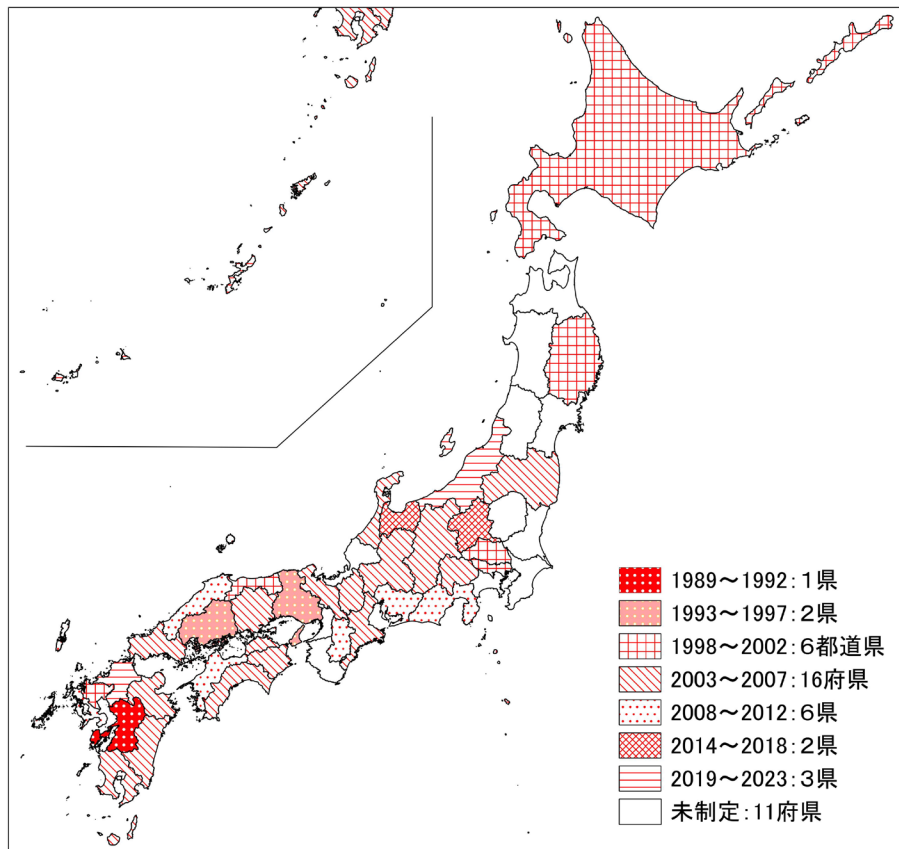
※注）最新のレッドリスト公表以降に新種として記載され、国内希少種に指定された種は、レッドリストに掲載されていない。表ではレッドリストとの比較のため、こうした種を「指定種数」から除外しているため、現在の国内希少種の総数とは整合しない分類群がある。

都道府県における希少種保護条例の指定推移について

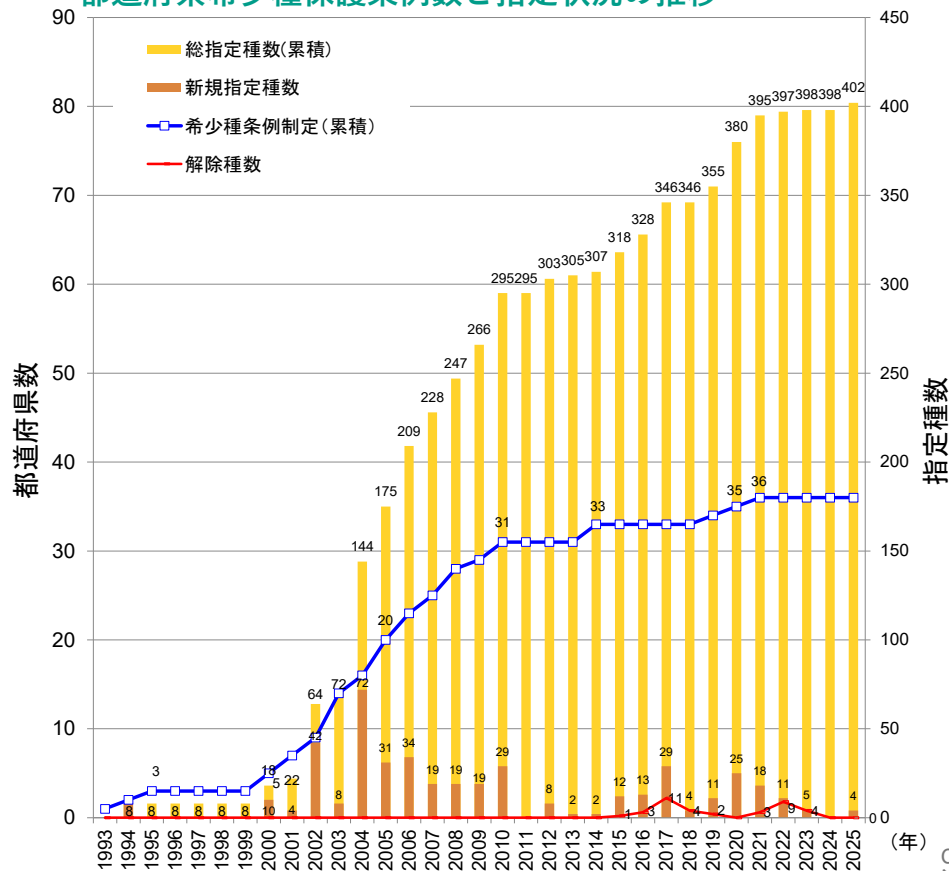
- 最新の環境省レッドリストにおいて、絶滅危惧種（絶滅危惧Ⅱ類以上）と評価されている種を対象とし、種の保存法が制定された平成5年から令和7年3月までに都道府県が制定した「希少種保護条例」数及び同条例での指定状況をまとめた。
- 2000年頃から条例制定数・指定種数ともに増加が見られ、令和7年現在、36都道府県で希少種保護条例が制定されており、合計で**402種**の絶滅危惧種が指定されている（内、61種は国内希少種と重複指定）。
- **国内希少種（458種）と合わせると、合計799種が指定されている状況。**

※複数の都道府県に分布している種については、一部の都道府県で指定されていても1種としてカウントしている。また、最新の環境省レッドリストに掲載されていない種、市町村条例指定種は本集計の対象外とした。

都道府県希少種保護条例の制定状況



都道府県希少種保護条例数と指定状況の推移



■ 指定数増加に伴い生じてきた課題について

- 捕獲・採取圧が主な減少要因となっている種に対しては指定による規制が有効だが、一方で、国内希少種の指定数の増加に伴い、以下のような点において、規制が保全の制約になるケースも出てきている。
 - ① 規制を理由に当該種の生態に関する情報などが集まりにくくなり、保全に必要な学術研究が進展しにくい
 - ② 生息地・生育地の順応的な保全・管理や、適切なタイミングでの親個体の確保等の増殖の取組が実施しにくい
 - ③ 指定種数が急増し、制度が複雑化した結果、正しい状況を把握することが困難になり、善意のうちに法律違反を犯してしまう

■ 国内希少種指定の数値目標について

- 国内希少種の指定目標（2030年までに計700種）の根拠の妥当性について検証する必要がある。また種指定にかかる目標については、必ずしも数値目標にこだわらず、保護の必要性や緊急性、科学的妥当性と実行可能性の観点から検討することが重要。

■ 指定後の取組について

- 国内希少種に指定された種については、指定後、最低限の生息状況のモニタリングを行うべき。
- 特定第2種については、捕獲・採取規制に留まらず当該種が生息・生育可能な生態系の維持活動が重要だが、現状は十分な状況ではない。現場に守り手がいるかどうかが非常に重要であり、多様な主体に保全活動への参加を促す取組が重要。

■ 指定区分の変更について

- 特定第2種が制度化される以前に指定された国内希少種については、種の特長や状況に応じて、特定第二種での指定が適当である種も存在する可能性がある。指定数が増加したことも踏まえ、これらの種を含めて、種ごとの状況に応じてより適当な指定区分の変更も検討すべき。

■ 都道府県条例との関係について

- 都道府県が策定する希少種保護条例数及び条例での指定数は増加傾向にあるものの、依然として11府県では当該条例を策定していない。これらの府県に対しては、国からも積極的な働きかけが望ましい。
- また既に策定されている希少種保護条例との関係では、条例の制度設計が自治体によってかなり異なっている。これらが保全活動の支障になっている場合もある。希少種の効果的・効率的な保全のための国・地方公共団体の連携体制を構築する必要がある。また中長期的には、種の保存法と関連する条例との戦略的な役割分担も検討すべき。

2. 生息地・生育地の保全について

- 国内希少種に指定されている種のうち、捕獲や採取等の規制を行うだけでは個体群の存続が困難であり、その生息・生育環境を保全する必要がある場合は、生息地等保護区を指定する。
- 生息地等保護区は、管理地区と監視地区に分けられ、それぞれの地区内では、開発行為などが規制される。
- 指定にあたっては、中央環境審議会・地方公共団体の意見を聞き、必要に応じて公聴会を開催し、公示する。



規制の概要

- **管理地区**：工作物の新築、土地の形状変更、土石の採取、水面の埋め立て、水位水量の増減、木竹の伐採を規制。必要に応じて、動植物の捕獲等、汚廃水の排出、車馬動力船の使用、物質散布、火入れ、個体の観察について追加的に規制することが可能。
- **立入制限地区**：管理地区において、特に必要がある場合に立ち入りを規制。
- **監視地区**：工作物の新築、土地の形状変更、土石の採取、水面の埋め立て、水位水量の増減は届出制。

生息地等保護区一覧（10カ所）

名称	設定年月日	面積 (ha)
		()は管理地区
羽田ミヤコタナゴ生息地保護区（栃木県大田原市）	平成6年 12月26日	60.6 (12.8)
北岳キタダケソウ生育地保護区（山梨県南アルプス市）	平成6年 12月26日	38.5 (38.5)
善王寺長岡アベサンショウウオ生息地保護区（京都府京丹後市）	平成18年 7月3日	13.1 (3.9)
大岡アベサンショウウオ生息地保護区（兵庫県豊岡市）	平成10年 11月4日	7.8 (7.8)
山迫ハナシノブ生育地保護区（熊本県阿蘇郡高森町）	平成8年 6月3日	1.13 (1.13)
北伯母様ハナシノブ生育地保護区（熊本県阿蘇郡高森町）	平成8年 6月3日	7.05 (1.94)
蘭牟田池ベッコウトンボ生息地保護区（鹿児島県薩摩川内市）	平成8年 6月3日	153 (60)
宇江城岳キクザトサワヘビ生息地保護区（沖縄県久米島町）	平成10年 6月15日	600 (255)
アーラ岳キクザトサワヘビ生息地保護区（沖縄県久米島町）	令和3年 7月29日	599 (261)
米原イシガキニイニイ生息地保護区（沖縄県石垣市）	平成15年 11月11日	9.0 (9.0)

○全国10カ所で指定されており、直近では令和3年7月29日に、アール岳キクザトサワヘビ生息地保護区（沖縄県久米島町）を新規指定。



⇒ **国内希少種の指定種数（458種）**に対して、**生息地等保護区の設定種数・設定地点数はごく少数に留まる。**

絶滅危惧種の開発行為による減少状況



- 最新のレッドデータブックにおいて、国内希少種の指定実績のある対象分類群に属する絶滅危惧種の減少要因を整理すると、**何らかの開発行為が減少要因とされている種は1470種**（対象分類群の絶滅危惧種の総数の**64.3%**）であった。
- これを国内希少種に限定すると、**195種（60.4%）**＊。
- 特に動物においてその傾向が顕著であり絶滅危惧種の**80.8%**、国内希少種については、分類群ごとに、哺乳類及び両生類は**100%**、その他の動物の分類群においても概ね**70%以上**の割合で何らかの開発行為が減少要因とされている。

＊レッドリスト未掲載種及び減少要因が示されていない海洋生物レッドリストの掲載種は、割合の母数となる国内希少種数から除外している。

絶滅危惧種及び国内希少種における減少要因が開発行為とされている種数と割合

（括弧内の数字は絶滅危惧 I 類の種数および割合。）

分類群	絶滅危惧種数	内、減少要因に開発が含まれる種数	絶滅危惧種の内、減少要因に開発が含まれる種数の割合	種の保存法指定数	内、減少要因に開発が含まれる種数	国内希少種の内、減少要因に開発が含まれる種数の割合
哺乳類	34 (25)	28 (20)	82.4% (80.0%)	15 (15)	15 (15)	100.0% (100.0%)
鳥類	98 (55)	61 (34)	62.2% (61.8%)	45 (36)	28 (23)	62.2% (63.9%)
爬虫類	37 (14)	28 (11)	75.7% (78.6%)	12 (8)	11 (7)	91.7% (87.5%)
両生類	47 (25)	47 (25)	100.0% (100.0%)	39 (21)	39 (21)	100.0% (100.0%)
淡水魚類	169 (125)	156 (116)	92.3% (92.8%)	12 (12)	11 (11)	91.7% (91.7%)
昆虫類	367 (182)	251 (123)	68.4% (67.6%)	53 (40)	31 (24)	58.5% (60.0%)
軟体動物（貝類）	629 (301)	541 (271)	86.0% (90.0%)	51 (50)	38 (37)	74.5% (74.0%)
その他無脊椎動物	65 (22)	56 (16)	86.2% (72.7%)	6 (5)	5 (4)	83.3% (80.0%)
維管束植物 [＊]	839 (472)	302 (152)	36.0% (32.1%)	90 (87)	17 (17)	18.9% (19.5%)
合計（動物）	1446 (749)	1168 (616)	80.8% (82.2%)	233 (187)	178 (142)	76.4% (75.9%)
合計（植物）	840 (473)	302 (152)	36.0% (32.1%)	90 (87)	17 (17)	18.9% (19.5%)
総計	2286 (1222)	1470 (768)	64.3% (62.8%)	323 (274)	195 (159)	60.4% (58.0%)

＊最新のレッドリストにおける維管束植物の絶滅危惧種（1765種）のうち、何らかの減少要因が示されている種のみを集計の対象とした。

(参考) 絶滅危惧種の分類群別の減少要因

分類群	絶滅危惧種数	減少要因							
		開発	捕獲・採取	遷移進行	過剰利用等	水質汚濁	捕食者侵入・食害・競合・交雑	農薬汚染	管理放棄
哺乳類	34	28 (82.4%)	4 (11.8%)	3 (8.8%)	0 (0.0%)	1 (2.9%)	10 (29.4%)	3 (8.8%)	0 (0.0%)
鳥類	98	61 (62.2%)	18 (18.4%)	11 (11.2%)	2 (2.0%)	1 (1.0%)	41 (41.8%)	14 (14.3%)	5 (5.1%)
爬虫類	37	28 (75.7%)	16 (43.2%)	2 (5.4%)	0 (0.0%)	1 (2.7%)	23 (62.2%)	1 (2.7%)	0 (0.0%)
両生類	47	47 (100.0%)	36 (76.6%)	11 (23.4%)	0 (0.0%)	15 (31.9%)	22 (46.8%)	5 (10.6%)	9 (19.1%)
汽水・淡水魚類	169	156 (92.3%)	62 (36.7%)	1 (0.6%)	4 (2.4%)	104 (61.5%)	61 (36.1%)	10 (5.9%)	7 (4.1%)
昆虫類	367	251 (68.4%)	65 (17.7%)	72 (19.6%)	4 (1.1%)	72 (19.6%)	107 (29.2%)	53 (14.4%)	64 (17.4%)
軟体動物	629	541 (86.0%)	136 (21.6%)	57 (9.1%)	4 (0.6%)	221 (35.1%)	90 (14.3%)	33 (5.2%)	11 (1.7%)
その他無脊椎動物	65	56 (86.2%)	29 (44.6%)	2 (3.1%)	2 (3.1%)	19 (29.2%)	18 (27.7%)	4 (6.2%)	0 (0.0%)
維管束植物※	839	302 (36.0%)	216 (25.7%)	527 (62.8%)	106 (12.6%)	26 (3.1%)	185 (22.1%)	18 (2.1%)	102 (12.2%)
合計	2285	1470 (64.3%)	582 (25.5%)	686 (30.0%)	122 (5.3%)	460 (20.1%)	557 (24.4%)	141 (6.2%)	198 (8.7%)

(注) 国内希少種への指定実績のある分類群のみを集計対象とした。なお1種に対して考えられる減少は複数選択されている場合が多い。
 ※最新のレッドリストにおける維管束植物の絶滅危惧種(1765種)のうち、何らかの減少要因が示されている種のみを集計の対象とした。

それぞれの区分に含めた具体的な減少要因は下記のとおり。

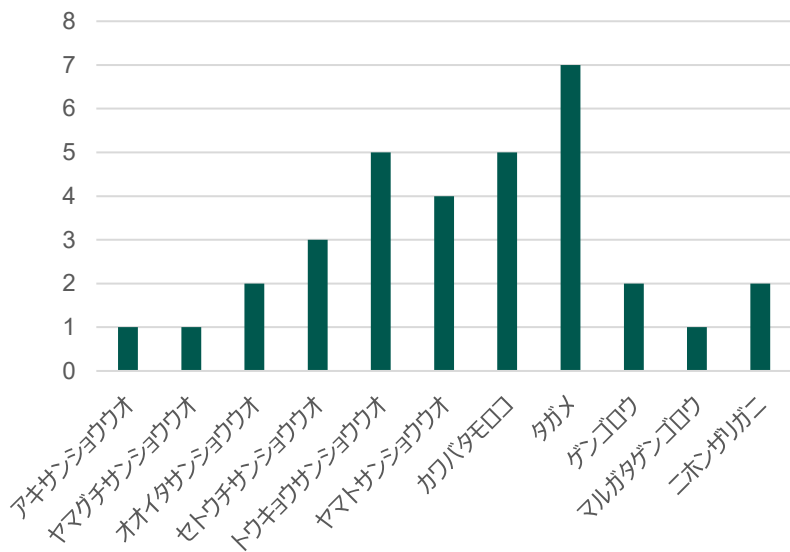
開発	森林伐採、湖沼開発、河川開発、海岸開発、湿地開発、圃場整備、草地開発、石灰採掘、洞窟の消失や環境悪化、ゴルフ場、スキー場、土地造成、道路建設、ダム建設
捕獲・採取	
遷移進行	遷移進行・植生変化
過剰利用等	人の踏みつけ
水質汚濁	
捕食者侵入・食害・競合・交雑	シカ食害、その他の動物食害・捕食(外来種/他の在来種)、帰化競合、競合(外来種/他の在来種)、交雑(外来種/他の在来種)
農薬汚染	
管理放棄	

(参考) 自然共生サイトにおける特定第二種国内希少野生動植物種の生息状況

- 令和6年度前期までに、全国の自然共生サイトのうち「基準3 ア(3) 里地里山といった二次的な自然環境に特徴的な生態系が存する場としての価値」を有すると認定されたサイトの総数は**145カ所**。
- モニタリング調査等において、特定第2種の分布が確認されているサイト数は少なくとも**29カ所**、種数は**計11種**が確認されている（両生類6種、淡水魚類1種、水生昆虫類3種、甲殻類1種）。また実際にはさらに多くのサイトで特定第2種指定種の生息が期待できる。
- これらの多くのサイトで特定第2種の保全に資する取組がなされており、**10カ所**については特定第2種指定種に特化した保全取組が実施されている。

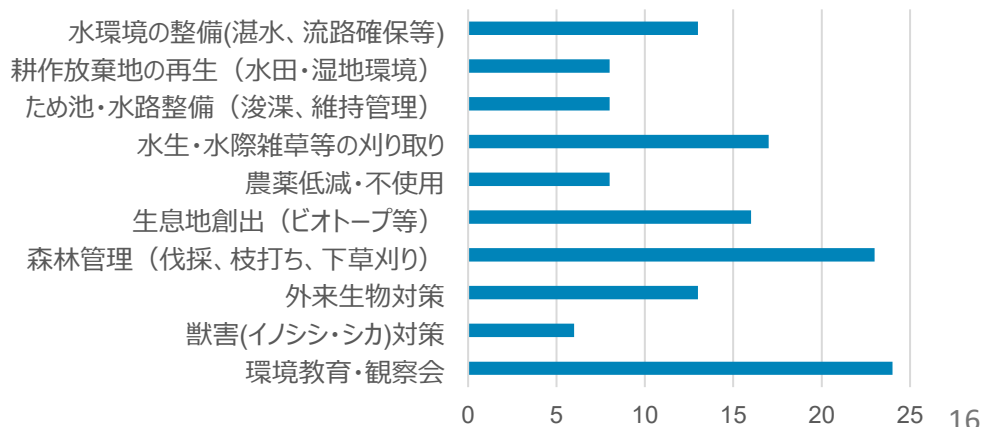
➡ **自然共生サイトの取組は、里地里山など二次的自然に生息する希少種の保全を主目的として設けられた特定第2種国内希少野生動植物種制度との親和性が高く、実際に多くのサイトでこれらの種の生息地保全が図られている。**

特定第2種指定種の確認サイト数



特定第2種指定種の保全に資する取組内容

- 里地の水田・湿原環境の維持管理、里山における森林管理に係る取組が多く、その他外来種対策や獣害対策がなされている。
- サイト内におけるビオトープによる生息地創出も実施されている。
- 多くのサイトで環境教育取組も実施されている。



■ 生息地・生育地の保全にかかる課題全体の方向性について

- 国内希少種の指定は進んだものの、種の状況によっては、捕獲や流通の規制よりも、生息地・生育地の保全が重要である。生息地・生育地の保全が図られる、又はそのような取組の後押しとなるような施策を重視すべき。
- 種単位ではなく、同じ環境に分布する複数種を生息地・生育地単位で保護する施策にシフトすべき。
- 国立公園等の既存制度も考慮した上で、希少種の重要な生息地・生育地の保全が十分ではないと考えられる場合は、既存制度の改正や新たな制度検討が必要。

■ 生息地等保護区の更なる指定と指定が進まない要因分析について

- 自然共生サイトと国内希少種の生息地・生育地の保全は、確かに親和性が高いが、希少種の重要な生息地・生育地を確実に保全するためには、任意の活動主体に任せるだけでなく、生息地等保護区の指定によって法的に規制をかけるべきであるため、今後も生息地等保護区の指定はしっかり進めるべき。
- 前回改正で生息地等保護区の指定促進に向けた要件緩和があったにもかかわらず指定が進まなかった要因を分析すべき。

■ 自然共生サイトとの連携について

- 自然共生サイトの認定促進のために検討・実施されている様々なインセンティブについて、これが特定第2種をはじめとする国内希少種の生息地・生育地の保全活動におけるインセンティブにも繋がるよう、施策の連携を検討すべき。また、希少種保全への民間資金の導入や新たな人材確保の観点からも、自然共生サイトの枠組みも参考に、積極的に連携を模索すべき。
- 自然共生サイトの取組について、地域生物多様性増進法に基づく活動認定への移行が進めば、保護増殖事業との親和性も高まると考えられることから、今後、活動認定での取組と保護増殖事業の分担や連携の方向性を検討すべきである。

■ 気候変動対策と希少種保全について

- 再生可能エネルギーの導入と希少種保全との間に生じている課題については、希少種の生息地・生育地の保全の観点から、対応の方向性を検討すべき。
- 気候変動への適応の観点から、新たな対応についても議論していくべき。

3. 保護増殖事業について

国内希少種

(458種 ※令和7年10月現在)

個体等の取扱の規制

捕獲等の禁止(法第9条)、譲渡し等の禁止(法第12条)、
輸出入の禁止(法第15条)、販売目的の陳列・広告の禁止(第17条)等

生息地等保護区の指定

環境大臣が生息地等保護区を指定(法第36条)

保護増殖事業による保全

保護増殖事業計画 (法第45条) (環境省及び関係省庁が策定)
個体数の維持・回復を図るために、その個体の繁殖の促進又はその生息地等の整備等の保護増殖に係る事業を推進することが必要な種において保護増殖事業計画を定める。

認定保護増殖事業等 (法第46条、法第47条)

国が実施する保護増殖事業のほか、地方公共団体は確認を受けて、民間団体は認定を受けて実施する保護増殖事業

個体等の取扱の規制 (捕獲等、譲渡し等)、
生息地等保護区に係る行為規制等は適用されない。

第六 保護増殖事業に関する基本的な事項

1 保護増殖事業の対象

保護増殖事業は、国内希少野生動植物種のうち、その個体数の維持・回復を図るためには、その種を圧迫している要因を除去又は軽減するだけでなく、生物学的知見に基づき、その個体の繁殖の促進、その生息地等の整備等の事業を推進することが必要な種を対象として実施する。

特に、将来的に絶滅のおそれが急激に高まることが想定されるため早期に保護増殖の技術等の開発が必要な種又は保護増殖の手法や技術、体制などがある程度整っており、生物学的知見及び保存施策の状況を踏まえて事業効果が高いと考えられる種から優先的に取り組む。

2 保護増殖事業計画の内容

保護増殖事業の適正かつ効果的な実施に資するため、事業の目標、区域、内容等事業推進の基本的方針を種ごとに明らかにした保護増殖事業計画を策定する。当該計画においては、事業の目標として、対象となる国内希少野生動植物種の指定の解除等を目指し、維持・回復すべき個体数等の水準及び生息地等の条件等を定める。また、事業の内容として、巣箱の設置、餌条件の改善、飼育・栽培下での繁殖、生息地等への再導入などの個体の繁殖の促進のための事業、森林、草地、水辺など生息地等における生息・生育環境の維持・整備などの事業を定める。

3 保護増殖事業の進め方

保護増殖事業計画に基づく保護増殖事業は、国、地方公共団体、民間団体等の幅広い主体によって推進し、その実施に当たっては、対象種の個体の生息又は生育の状況を踏まえた科学的な判断に基づき、必要な対策を時機を失することなく、計画的に実施するよう努める。また、対象種の個体の生息又は生育の状況のモニタリングと定期的な事業効果の評価を行い、生息又は生育の状況の動向に応じて事業内容を見直すとともに、生息又は生育の条件の把握、飼育・繁殖技術、生息・生育環境の管理方法等の調査研究を推進する。

基本方針のポイント

- 対象種（優先的に取り組む種）：絶滅のおそれが急激に高まることが想定される種や事業効果が高いと考えられる種
- 保護増殖事業の目標：維持・回復すべき個体数等の水準及び生息地等の条件等を定める
- 保護増殖事業は幅広い主体によって推進

保護増殖事業計画策定種



分類群	策定種
ほ乳類	ツシマヤマネコ、イリオモテヤマネコ、アマミノクロウサギ、オガサワラオオコウモリ
鳥類	アホウドリ、トキ、タンチョウ、シマフクロウ、イヌワシ、ノグチゲラ、オオトラツグミ、アマミヤマシギ、ウミガラス、エトピリカ、ヤンバルクイナ、オジロワシ、オオワシ、アカガシラカラスバト、ライチョウ、オガサワラカワラヒワ
爬虫類	ミヤコカナヘビ
両生類	アベサンショウウオ
淡水魚類	ミヤコタナゴ、イタセンパラ、スイゲンゼニタナゴ、アユモドキ、ハカタスジシマドジョウ
昆虫類	ベッコウトンボ、ゴイシツバメシジミ、ヤンバルテナガコガネ、ヤシャゲンゴロウ、オガサワラハンミョウ、オガサワラシジミ、オガサワラトンボ、オガサワラアオイトトンボ、ハナダカトンボ、ツシマウラボシシジミ、フサヒゲルリカミキリ、ウスイロヒョウモンモドキ、タカネヒカゲ八ヶ岳亜種
陸産貝類	ハハジマキセルモドキ、チチジマキセルモドキ、ヒラセキセルモドキ、オガサワラキセルモドキ、オガサワラオカモノアラガイ、テンスジオカモノアラガイ、アニジマカタマイマイ、コガネカタマイマイ、チチジマカタマイマイ、ヒシカタマイマイ、ヒメカタマイマイ、フタオビカタマイマイ、アナカタマイマイ、オトメカタマイマイ、カタマイマイ、アケボノカタマイマイ、ヌノメカタマイマイ、キノボリカタマイマイ、コハクアナカタマイマイ、ミスジカタマイマイ、アマノヤマタカマイマイ、ヘソアキアツマイマイ、オオアガリマイマイ
維管束植物	キタダケソウ、レブンアツモリソウ、ハナシノブ、チョウセンキバナアツモリソウ、ムニンツツジ、ムニンノボタン、アサヒエビネ、ホシツルラン、シマホザキラン、タイヨウフウトウカズラ、コバトベラ、ウラジロコムラサキ、ヒメタニワタリ、コヘラナレン、シマカコソウ、ウチダシクロキ

計画策定種 計79種・亜種 (58計画) ※令和7年10月現在

保護増殖事業計画の策定状況

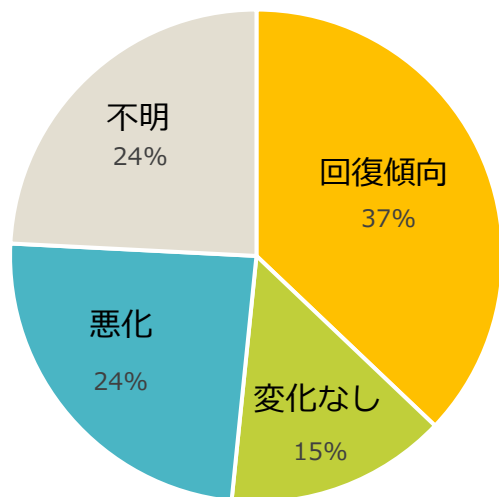
- 国内希少種458種のうち、保護増殖事業計画は79種を対象に策定（計画数は58）
- **計画策定種数は国内希少種全体の17%**。計画策定種数は分類群によって大きく異なる。
- 計画策定種のうち、**生息地等保護区が指定されている種は5種（7箇所）**。
- 計画策定種の多くが絶滅危惧IA類（CR）もしくはI類（CR+EN）。鳥類や維管束植物では絶滅危惧II類の計画策定種も含まれる。

分類群	計画策定種数	国内希少種のうち 計画策定種の割合	計画策定種のうち 生息地等保護区の 指定がある種数 ※（）内は箇所数	計画策定種における最新の環境省レッドリストにおけるカテゴリー別種数			
				絶滅危惧IA類 (CR)	絶滅危惧I類 (CR+EN)	絶滅危惧IB類 (EN)	絶滅危惧II類 (VU)
哺乳類	4	27%		2		2	
鳥類	16	36%		8		2	6
爬虫類	1	8%		1			
両生類	1	2%	1（2）	1			
淡水魚類	5	42%	1（1）	5			
昆虫類	13	20%	1（1）	10		3	
陸産貝類	23	48%		2	21		
維管束植物	16	8%	2（3）	12		1	2
計	79	17%	5（7）	41	21	8	8

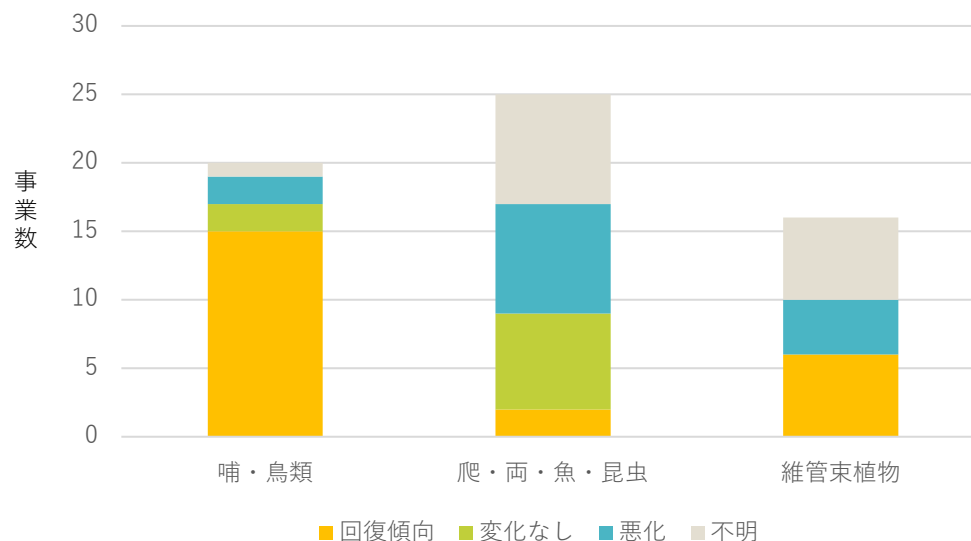
注）2025年3月に公表された第5次レッドリストにおいて、レブンアツモリソウが絶滅危惧IB類（EN）から準絶滅危惧（NT）にカテゴリーが変更された。したがって、「計画策定種における最新の環境省レッドリストにおけるカテゴリー別種数」にレブンアツモリソウは含まれておらず、「レッドリストにおけるカテゴリー別種数」の合計と「計画策定種数」の合計数は一致しない。

- 保護増殖事業計画策定種76種（令和7年1月時点）のうち、（地方環境事務所等からの報告に基づく）計画策定種の生息・生育状況の動向では、**23種で回復傾向（回復もしくは一部回復）にあった。特に鳥類で回復傾向の種が多かった。**
- 一方、移動性が低く、生息地等が限定的な昆虫類、魚類などで生息状況が悪化している種（事業）が多かった。

計画策定後の生息・生育状況の動向



分類群ごとの計画策定後の生息・生育状況



※小笠原陸産貝類20種は1事業、複数事務所にまたがる種はそれぞれ1事業としとしてカウントし（ただし、イヌワシを除く）、計62事業の内訳

確認・認定を受けて保護増殖事業を実施している例

- 全事業において自治体や民間と連携しており、環境省単独で実施している事業はなかった。
- 計画策定種18種を対象としたのべ43団体（種の重複を除くと34団体）が種の保存法に基づく確認・認定を受けて保護増殖事業を実施している。多くが自治体や自治体運営の動物園等であるが、民間団体として大学、研究機関、保全団体、協議会なども含まれる。

保護増殖事業の確認・認定を受けている団体数

令和7年10月現在

分類群（種数）	確認（自治体）	認定（民間）	計
哺乳類 (2)	9	1	10
鳥類 (9)	18	5	23
爬虫・両生類 (0)	0	0	0
淡水魚類 (3)	2	2	4
昆虫類 (3)	4	1	5
陸産貝類 (0)	0	0	0
維管束植物 (1)	1	0	1
計 (18)	34	9	43



東京都（井の頭自然文化園）
名古屋市（東山動物園）
京都市（京都市動物園）
福岡市（福岡市動物園）
佐世保市（九十九島動植物園）
横浜市（よこはま動物園）
富山市（富山市ファミリーパーク）
沖縄市（沖縄こども未来ゾーン）

（取組内容）
 ・飼育下での繁殖
 ・普及啓発の推進 等
 （期間）10年間 ※事業開始年は異なる



国立大学法人新潟大学

（取組内容）
 ・再導入個体群の生態学的研究
 ・再導入個体群の維持に資する遺伝情報解析 等
 （期間）R3.11.16～R13.11.15（10年間）

南三陸地域イヌワシ生息環境再生プロジェクト協議会

（取組内容）
 ・野生復帰技術の開発 ・生息環境再生
 （期間）R7.7.9～R12.7.8（5年間）



生物多様性保全推進支援事業による国内希少種の保全取組

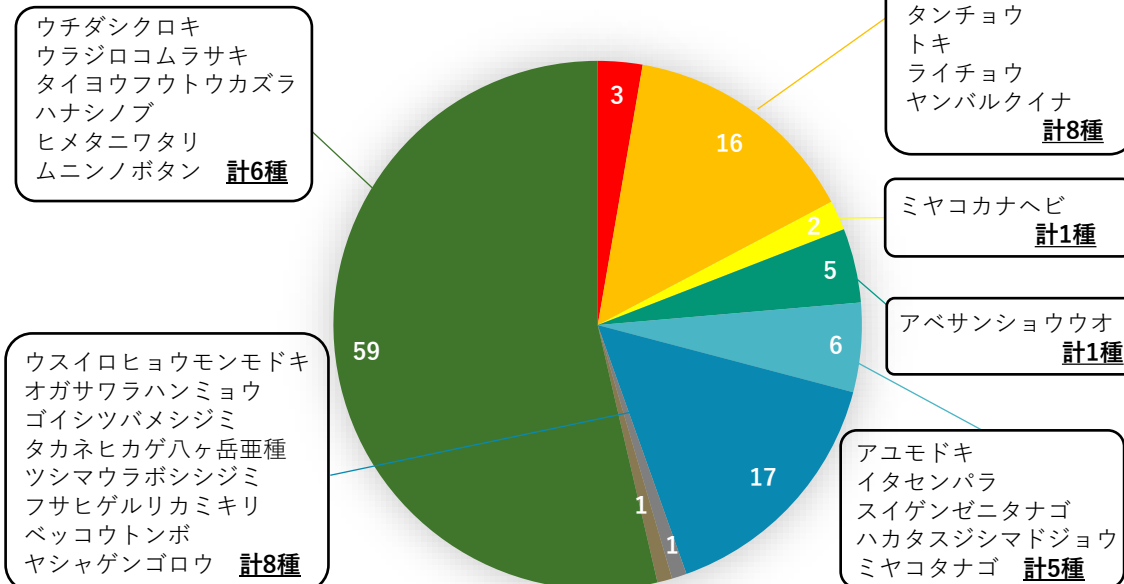


- 「生物多様性保全推進支援事業（交付金）」により希少種の保全活動に取り組んでいる団体は、平成28（2016）年～令和7（2025）年10月現在（過去10年間を対象）までに95団体あり、このうち**92団体が国内希少種の保全に係る活動**を実施。
- これまで生物多様性保全支援事業において対象となった**国内希少種（特定第一種、特定第二種を含む）は110種**となり、取組内容は生息環境改善や外来種対策、飼育・栽培、野生復帰試験、普及啓発の実施など多岐に渡る。
- **約6割の団体（51団体）が保護増殖事業計画が策定されている種（計29種）を対象**とした活動を実施。

支援事業における国内希少種を扱っている団体数内訳

団体属性	団体数	国内希少種 取扱い (うち保護増殖計画策定種)
地方公共団体	37	36 (22)
民間	49	47 (26)
その他	9	9 (3)
合計	95	92 (51)

支援事業において対象となった国内希少種における分類群別種数（合計110種）



※ [] 内に記載された種は、支援事業において対象となった国内希少種のうち保護増殖事業計画が策定されている種名・種数

令和7年10月現在

■ 哺乳類 ■ 鳥類 ■ 爬虫類 ■ 両生類 ■ 汽水・淡水魚類 ■ 昆虫類 ■ 軟体動物 ■ その他無脊椎動物 ■ 維管束植物

■ 保護増殖事業の実施主体の拡大について

- 国以外の主体による国内希少種の保全の取り組み事例も多くある中、保護増殖事業計画が策定されていない場合は確認・認定を受けることができず、活動を行う上で手続きの負担もある。国以外の主体による事業実施をより促進するため、保護増殖事業計画の策定及び事業実施に係る在り方と、手続きの簡素化について検討すべき。
- 保護増殖の取組についても、関係省庁や地方公共団体との協力は不可欠であり、国・地方公共団体の連携体制を構築し、地方公共団体の取組の推進を図ることが重要。
- 国内希少種の中には、捕獲や譲渡しの規制のみで保全できる種もいるが、多くの種は生息地の保全や回復が必要である。環境省の予算だけでは不十分であり、地域生物多様性増進法との連携や民間企業のスポンサーシップなど、様々な形での支援が必要。

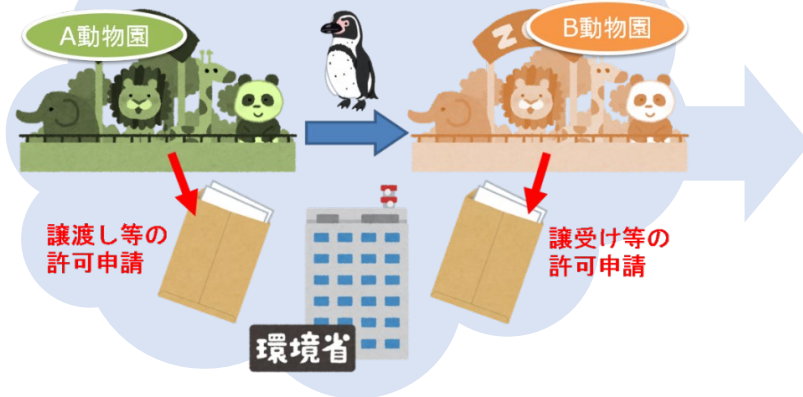
■ 保護増殖事業の実施について

- 全ての種について国主導で保護増殖事業を実施することは困難であり、国の基本方針等においてより具体的な優先順位を付けて戦略的な事業実施の在り方を示すべき。
- 事業の完了を判断するための客観的な基準をあらかじめ設定することが重要。
- 事業の目標設定や効果の評価に当たって、生息・生育状況を把握するモニタリングとその分析は不可欠。特に、複数の地域にまたがる種の状況評価をどのように行っていくべきか検討すべき。また、モニタリング自体に技術面・人材面・予算面の制約があることを踏まえ、必要な情報が効率的に得られるように、事業毎のモニタリング手法の改善も必要。
- 生息域外保全については、認定希少種保全動植物園等制度なども活用し、生息域外保全に参画する動植物園等の拡大を図るとともに、生殖細胞保存や種子・胞子の保存及びそれらの活用に向けた技術開発も並行して進める必要がある。
- 多様な主体が保全に参画することを念頭に、保全の取組に伴って生じうるリスク（例えば、野生復帰に係る遺伝的攪乱や病原菌等の持ち込みなど）の管理についても検討すべき。

4. 認定希少種保全動植物園等制度について

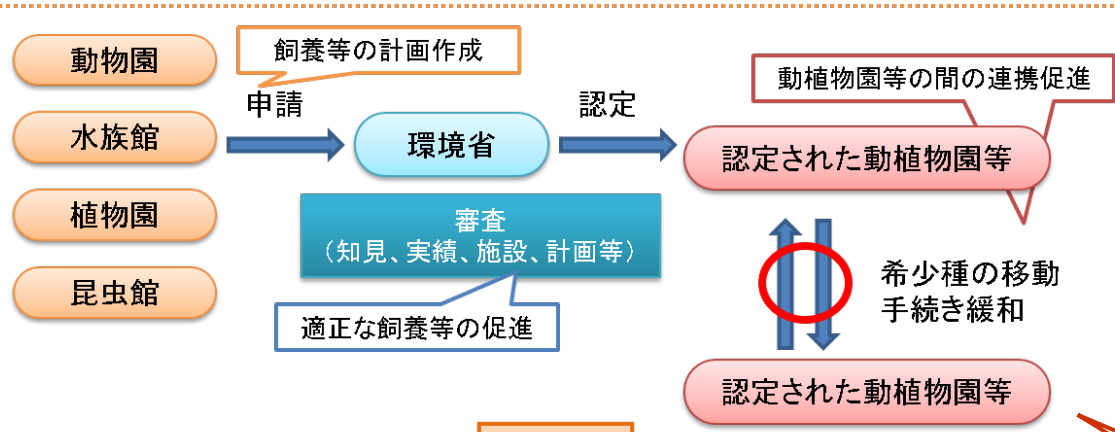
認定希少種保全動植物園等制度の概要

生息域外保全等の取組は、各動植物園等の自主的な協力を頼っているものの、**繁殖等のために個体を移動する際、譲渡し等の許可手続き（第13条）が必要**



認定希少種保全動植物園等制度（第48条の4 ほか）

- 平成29年の種の保存法改正によって創設
- 希少野生動植物種の取扱いが種の保存に資するものとして一定の基準を満たす動植物園等を環境大臣が認定
- 認定された動植物園等は、希少野生動植物種の譲渡し等の規制が原則として適用されない
- 認定については5年ごとに更新が必要
- 令和7年10月時点で**計25施設**を認定。飼育・栽培される国内希少野生動植物種は**計90種**。このうち**35種**において生息域内保全に資する取組が実施されている



<期待される効果>

- (1) 繁殖等に向けた他園館との円滑な個体移動などによる生息域外保全の推進
- (2) 来園者への希少種に関する環境教育・普及啓発の促進
- (3) 動植物園等が持つ「種の保存」という公的機能の明確化・社会的な認知度の向上

✓積極的な連携体制の構築 ✓譲渡し等の規制緩和

※片方が認定園でない場合、認定園側のみ手続き緩和の対象

生息域外保全や普及啓発等のより一層の促進

<認定の審査に係る考え方>

希少野生動植物種保存基本方針（平成30年4月17日）

第七 認定希少種保全動植物園等に関する基本的な事項

- ◆ 希少野生動植物種が、種の保存のため適切に取り扱われることを確認するため、当該種の個体の飼養等及び譲渡し等の目的、実施体制及び飼養栽培施設について審査する。
- ◆ 希少野生動植物種の飼養等及び譲渡し等が、その目的に応じて、種の保存のため適切かつ確実に実施されるものであることを確認するため、当該種の個体の飼養等及び譲渡し等に関する計画について審査する。
- ◆ 種の保存の観点から、取り扱う希少野生動植物種に係る繁殖への取組、生息地等における生息・生育状況の維持改善への取組、疾病・傷病への対応、普及啓発に係る展示の方針及び個体の取得経緯等について審査する。
- ◆ 種の保存の観点から、申請者が欠格事由に該当していないか等、申請者の適格性について審査する。

<認定基準等>

希少種保全動植物園等の認定事務取扱要領（平成30年6月1日）

（主なものを抜粋）

- 適法に個体が入手されているか
- 飼養等の目的が第13条第1項（繁殖、学術研究、教育目的等）に規定する目的に適合するか
- 適切な実施体制があるか（施設・計画管理者・担当者・疾病対応）
- 計画の確実な実施が見込まれるか（適切な計画管理者、他園館との連携体制）
- 適切な展示がなされるか（認定希少種保全動植物園等として適切な環境教育・普及啓発の方針）
- 一種以上の国内希少野生動植物の繁殖に寄与するか
- 一種以上の国内希少野生動植物種の生息・生育地における保存を図るための事業に寄与するか
（生息域内保全に係る事業への寄与）

認定希少種保全動植物園等の認定状況

	名称	認定年月日（更新年月日）
1	富山市ファミリーパーク	当初認定：2018年9月13日 更新認定：2024年6月24日
2	世界淡水魚園水族館（アクア・トトぎふ）	当初認定：2018年9月13日 更新認定：2024年6月24日
3	札幌市円山動物園	当初認定：2019年2月28日 更新認定：2024年8月23日
4	京都市動物園	当初認定：2019年3月7日 更新認定：2024年7月30日
5	豊橋総合動植物公園（動物園）	当初認定：2019年3月15日 更新認定：2024年8月23日
6	大阪公立大学附属植物園	当初認定：2019年12月17日 更新認定：2024年12月27日
7	東京都葛西臨海水族園	当初認定：2021年1月13日
8	東京都井の頭自然文化園	当初認定：2021年3月29日
9	仙台市八木山動物公園	当初認定：2021年10月7日
10	宮崎市フェニックス自然動物園	当初認定：2022年2月9日
11	沖縄美ら海水族館	当初認定：2022年4月11日
12	東京都恩賜上野動物園	当初認定：2022年8月12日
13	鴨川シーワールド	当初認定：2022年10月25日
14	神戸どうぶつ王国	当初認定：2022年12月9日
15	横浜市立金沢動物園	当初認定：2023年2月28日
16	天王寺動物園	当初認定：2024年7月25日
17	足立区生物園	当初認定：2024年7月30日
18	那須どうぶつ王国	当初認定：2024年9月3日
19	京都薬用植物園	当初認定：2024年11月25日
20	日立市かみね動物園	当初認定：2024年12月5日
21	横浜市立よこはま動物園	当初認定：2024年12月5日
22	東京都多摩動物公園	当初認定：2024年12月27日
23	伊丹市昆虫館	当初認定：2025年3月6日
24	一般社団法人野生生物生息域外保全センター	当初認定：2025年3月27日
25	熊本市動植物園	当初認定：2025年8月18日

令和7年10月現在で計25施設を認定。6施設で更新認定。

認定希少種保全動植物園等制度アンケート調査実施概要



<実施目的>

- ・本アンケート調査は、以下の4団体に加盟し、**国内で動植物を飼育・栽培している300施設を対象**に、種の保存法における国内希少種（以下、国内希少種）及び国際希少種（以下、国際希少種）の飼育・栽培状況、認定動植物園制度の活用状況、生息域外保全等の実施状況の実態把握のために実施した。

<対象所属団体>

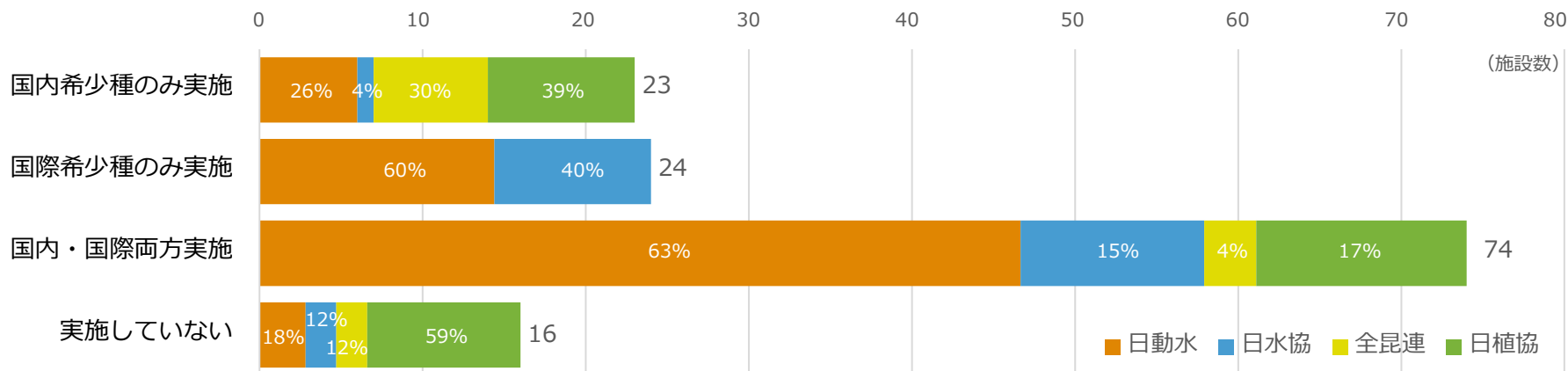
公益社団法人	日本動物園水族館協会（日動水）
一般社団法人	日本水族館協会（日水協）
任意団体	全国昆虫施設連絡協議会（全昆連）
公益社団法人	日本植物園協会（日植協）

<実施時期>

令和6年12月～令和7年1月

<回答数・回答率>

- ・アンケート回答数：**137件**
- ・回答率：約46%

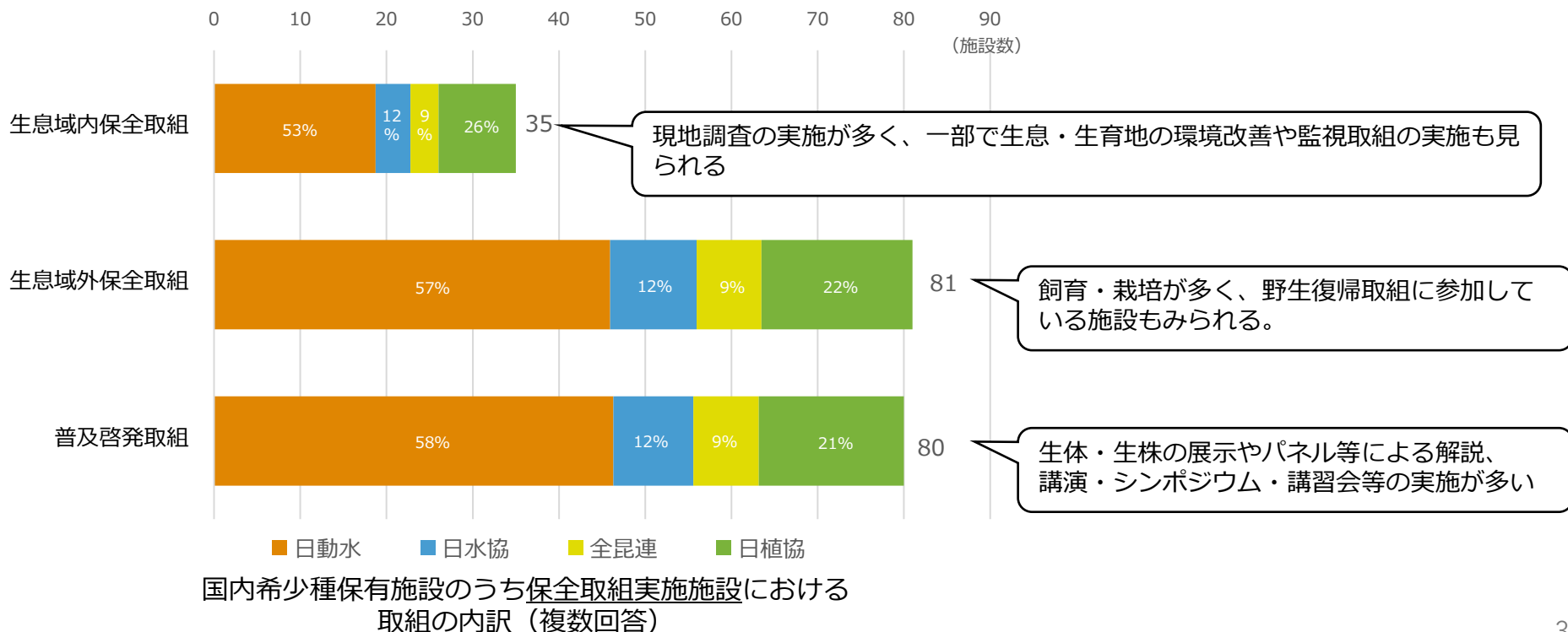
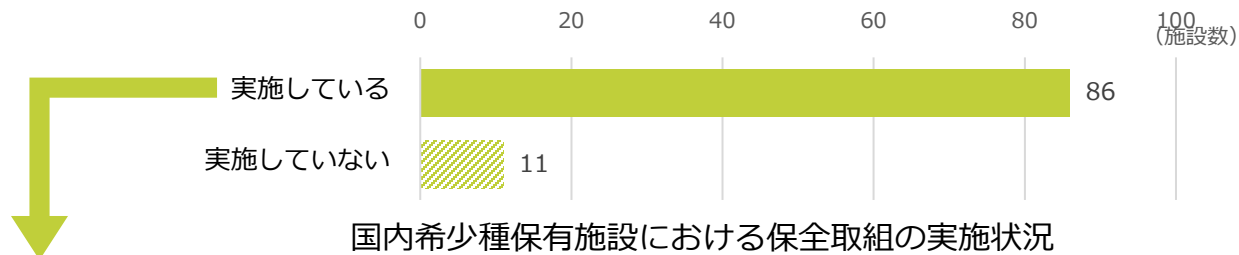


動植物園における国内・国際希少種の飼育・栽培実績（総回答数：137施設）

○ 回答施設（137施設）のうち**121施設（約88%）**で**国内・国際希少種の飼育・栽培を実施**している。

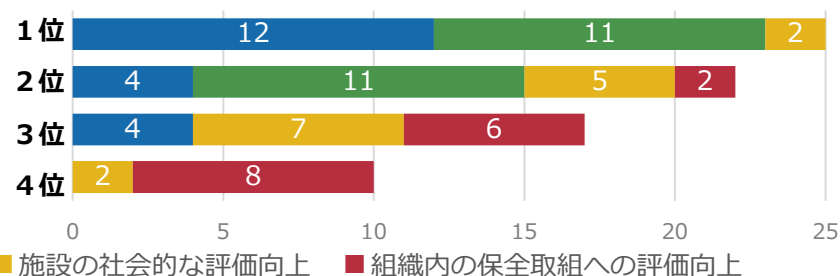
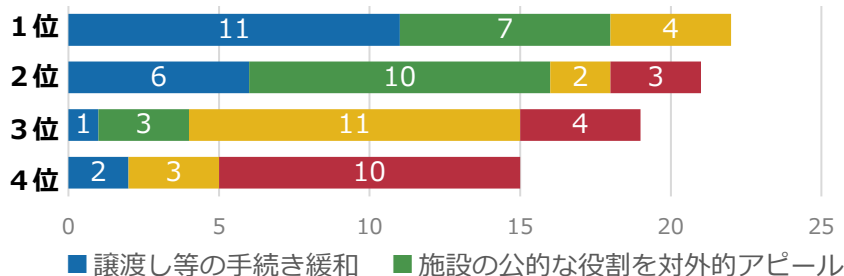
国内希少種の保全取組実施状況

- アンケートの結果、**97施設で国内希少種の飼育・栽培を実施**（以下、「国内希少種を保有」という。）しており、うち**86施設が何らかの保全取組を実施**していた。
- 国内希少種の保全対策としては、生息域外保全（81施設）と普及啓発取組（80施設）が多いが、生息域内保全取組を実施または域内保全の取組に参加している施設も35施設あった。



申請理由および認定を受けたことによる効果

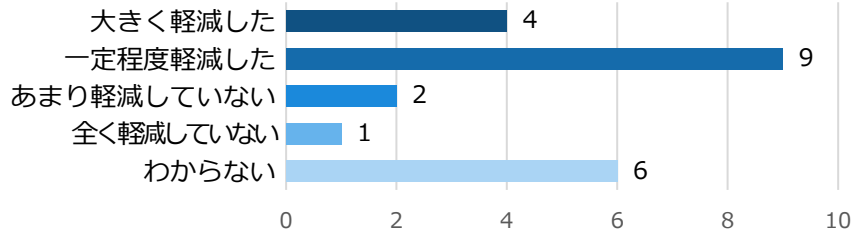
- 申請理由については、認定施設、審査中・申請予定施設のいずれにおいても、**1位は「譲渡し等の手続き緩和」**であった。審査中・申請予定施設は、約9割が「認定により施設の公的な役割を対外的に示すことができる」を挙げている。
- 認定後の効果や影響については、約半数の施設で、施設の役割（種の保存への貢献）を対外的なアピールに活用していることがわかった。一方、社会的な評価向上については、「あまり変化はない」「わからない」で**16施設**となり、「一定程度評価が高まった」とする5施設よりも多い結果となった。



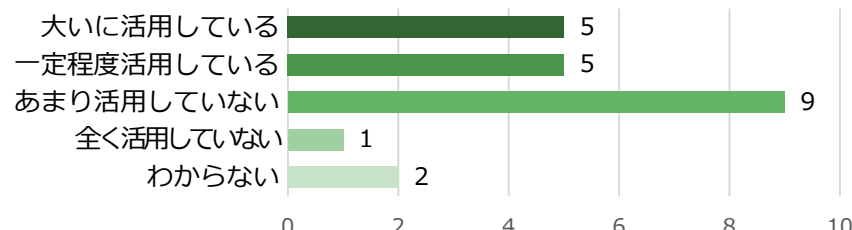
認定希少種保全動植物園等施設における申請理由 (複数回答)

審査中・申請予定施設における申請理由 (複数回答)

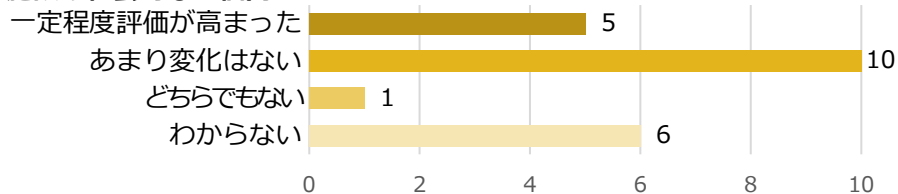
譲渡し等の手続きの手間



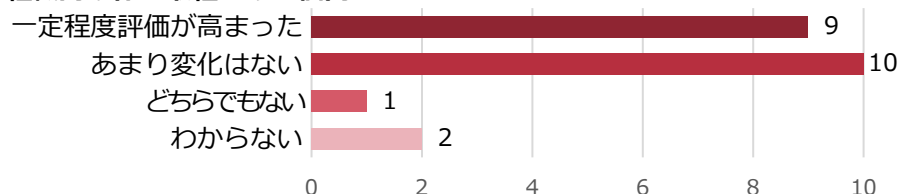
施設の公的な役割の対外的アピール



施設の社会的な評価向上



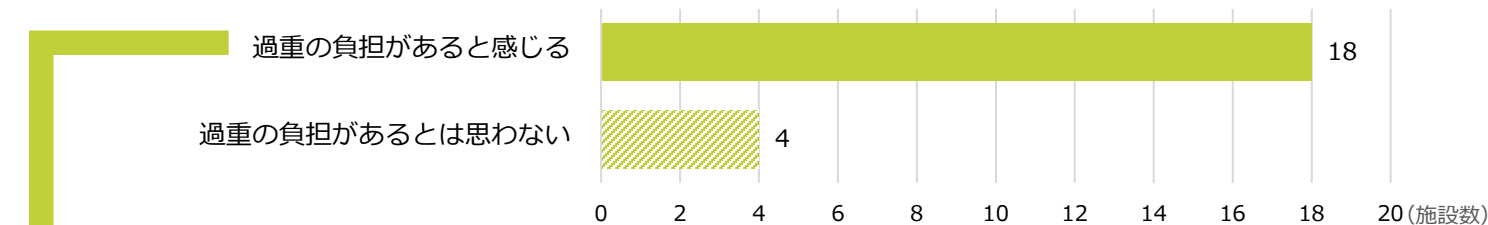
組織内の保全取組への評価向上



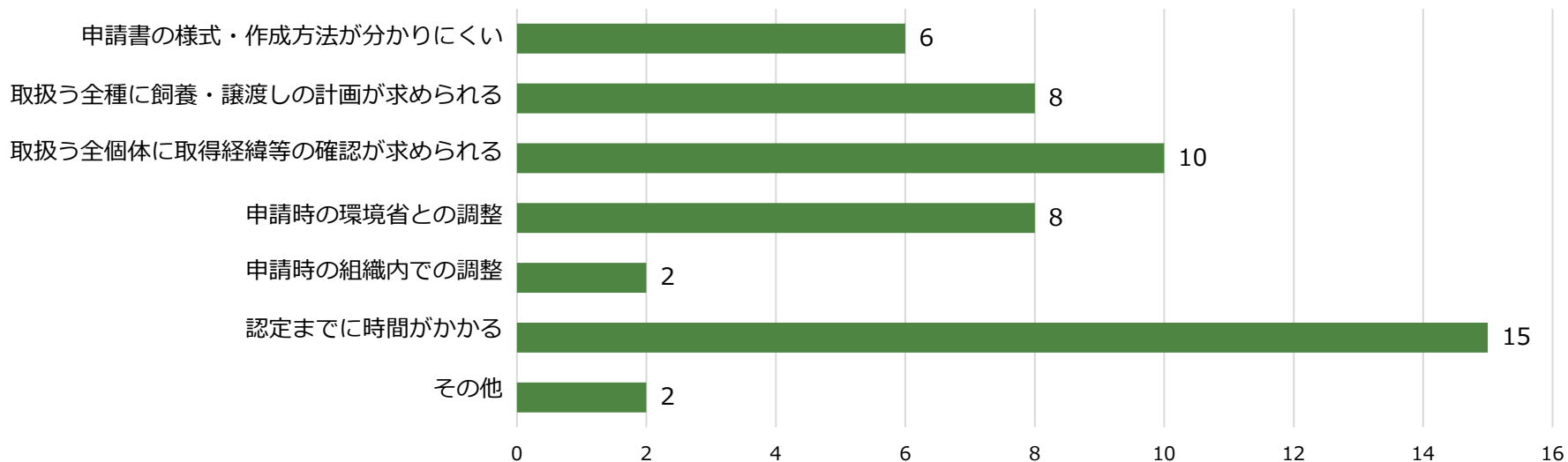
認定希少種保全動植物園等施設における認定後の効果や影響

申請手続きにおける負担

- 昨年度時点で認定済の22施設のうち、**認定手続きについて過重の負担を感じている施設が18施設**（約82%）であった。
- 過重の負担を感じている理由としては、「認定までに時間がかかる」が最も多く、次いで、「取扱う全個体に取得経緯等の確認が求められる」となった。



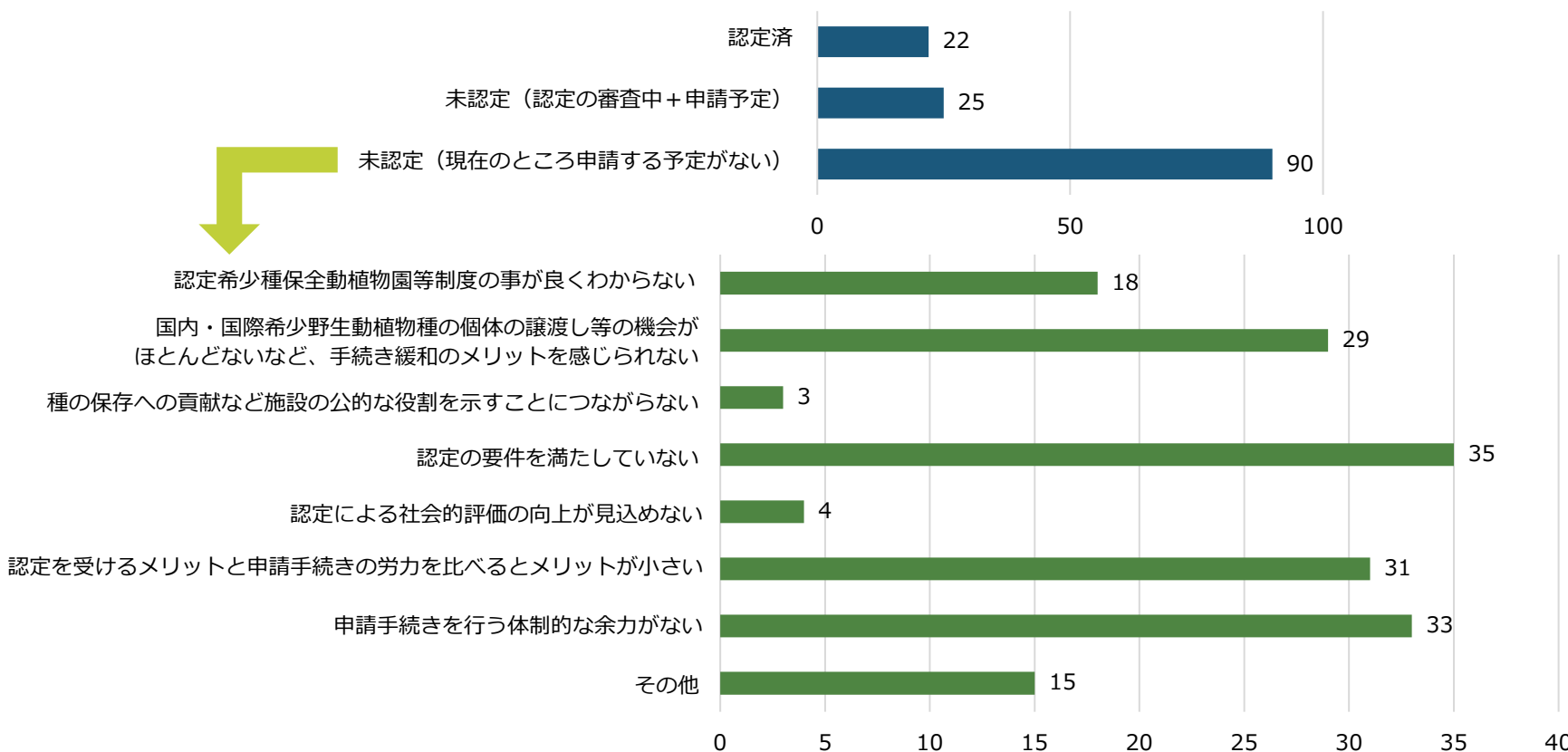
認定希少種保全動植物園等の施設における申請手続きの負担（総回答数：22施設）



認定希少種保全動植物園等の施設における申請手続き負担の内訳（複数回答,過重の負担があると回答した18施設を対象）

申請が難しいと考える理由（申請する予定がない施設）

- 申請する予定がないと回答した90施設において、申請が難しいと考える理由のうち、「認定の要件を満たしていない」が最も多く、次いで「**申請手続きを行う体制的な余力がない**」となった。
- また、「**認定を受けるメリットと申請手続きの労力を比べるとメリットが小さい**」といった回答も多かった。



申請が難しいと考える理由（複数回答,現在のところ申請する予定がないと回答した90施設を対象）

■ 制度の認知度向上について

- そもそも認定によりどのようなメリットがあるのか知らなかった。
- 譲渡し等の手続き緩和についてはメリットに感じるが、社会的な評価や体外的なアピールには、認定希少種保全動植物園等制度の世間における認知度が低いため、活用ができない。

■ 手続き緩和について

- 多数の種を保有する場合、全種の申請書や計画の立案・作成は大きな負担。実質的なメリットはかなり少ない。実際に移動させる個体（種）数が少なければ、別途許可を得て実施する方が簡便。
- 多くの種の繁殖、普及啓発などを実施しても、「1種以上域内保全に寄与している」という要件が厳しい。
- 更新時の提出書類は、可能な限り簡素化してほしい。

■ 認定メリットの向上について

- 譲渡しに関する手続き緩和のみでなく、個体の採取に関する手続きの緩和も検討してほしい。
- 保有する種ごとに一律の金額を補助するなどの予算措置があれば、保有種の栽培管理の向上が図れるとともに、積極的な園間の連携強化も期待できる。
- 移動の相手方の園館が未認定の場合、時間的短縮などのメリットが感じられない。
- 長寿種（ゾウやサイなど）については過去の取得経緯についての書類が残っておらず、調査に時間がかかる。また、飼育施設についても設計図等が残っておらず、申請書作成に時間がかかる。
- 保全には専門的知識と技術だけでなく大きな労力がかかるうえ、担当者にかかる精神的プレッシャーも強い。さらに、施設設置者等の保全への理解不足、慢性的な資金不足が取組継続の課題。これらを解決するには、取組む施設数を増大すること、保全への社会的理解を進めること、財政的バックアップ等の仕組み作りが必要。

■ 制度の認知度向上について

- 認定希少種保全動植物園等制度の設立から約6年が経過したものの、本制度への関心や理解は十分とは言えず、アンケートでは説明会を希望する意見もあった。また、制度そのものの認知度も低く、様々な機会・手法で本制度の周知を図る必要がある。

■ 手続き緩和について

- 手続き負担緩和と審査の時間短縮のため、制度、運用の見直しを通じて、可能な限り手続きの簡素化を図る必要がある。また、天然記念物との関係では、手続きの効率化の観点から、文化庁とも連携して検討すべき。

■ 認定メリットの向上について

- 認定園の公的な役割が社会的に認知されるよう、認定園の保全活動が活発になり、社会的評価の向上、集客数増加による園の利益向上などに繋がる事例の創出を目指していくべき。
- 認定申請予定のない施設のメリット創出を検討するべき。